

令和8年度4月

保育所等のオンライン利用申込みのススメ

もくじ

- 1 はじめに
- 2 オンラインによる保育所等の利用申込み期間
- 3 保育の必要な事由と認定期間
- 4 利用申込みに関する情報収集
 - (1) 区役所・支所での利用相談
 - (2) 希望施設・事業所を事前に見学
 - (3) 名古屋市公式ウェブサイト閲覧
 - (4) 利用申込みに必要な書類の確認
 - (5) 利用申込みに必要な書類の準備
- 5 オンライン利用申込みの手順
- 6 利用申込み完了までの流れ
- 7 よくある質問
- 8 お問い合わせ先



1 はじめに

令和8年4月保育所等利用申込みにおいて、区役所等窓口での申込みに加え、電子申請サービスからオンラインで申込みことができます。

※追加の利用申込み（2次利用申込み）、優先枠利用申込み（卒園した後の保育利用申込み）及び年度途中からの利用申込み（随時申込み）については、窓口での申込みに限ります。



■令和8年4月利用申込みスケジュール

時期	内容
令和 7年10月 1日（水）	「令和8年度 保育所・認定こども園・小規模保育事業・家庭的保育事業等の利用のご案内」等の配付開始（「ここなご」にも掲載）
10月15日（水）	令和8年4月1次利用申込み開始
12月10日（水）※	令和8年4月1次利用申込み締切
令和 8年 2月 中旬	令和8年4月1次利用申込み結果通知
令和 8年 3月10日（火）	令和8年4月2次利用申込み締切
3月 下旬	令和8年4月2次利用申込み結果通知

※お子さんに発達の遅れ（集団保育が可能な程度）がある場合や、医療的配慮を必要とする場合は締切日が異なります。詳しくは「広報なごや」9月号又は10月号の区版をご確認ください。

2 オンラインによる保育所等の利用申込み期間

令和7年4月オンライン利用申込み受付期間

令和6年

10月15日（火）から11月26日（火）まで

※11月26日（火）を過ぎると申込内容の「送信」が不可となります。

※オンラインによる受付期間終了後は、区役所等の窓口へお申込みください。

※申込み送信後、お住まいの区の区役所民生子ども課で申込内容、挙証資料（就労証明書等）などの確認を行います。確認には、2週間程度を要します。

3 保育の必要な事由と認定期間

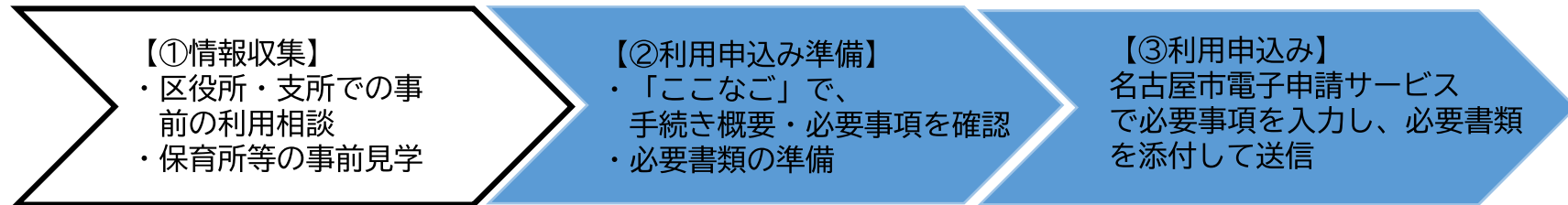
以下の①及び②を満たす方が、保育所等の利用申込みを行うことができます。

- ① 保護者・児童ともに名古屋市民であること
 ② 保護者のいずれも下表の条件（保育の必要な事由）に該当すること



保育の必要な事由	具体的な保護者の状況	認定期限
就 労	月64時間以上、労働をすることを常態としていること	左の状態が継続すると見込まれる期間が属する月末まで
産前産後	出産予定日8週間前（多胎妊娠の場合は、14週間前）の日から出産日後8週間を経過するまでの期間内で保育が必要な状況にあること	出産日から8週間経過する日の翌日が属する月末まで
疾 病 等	医師が作成した診断書により保護者の疾病もしくは負傷が確認できる状態にあること、または、右に掲げる手帳の交付を受けていること。	①身体障害者手帳1級～4級、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している場合は、有効期限の属する月末まで ②その他の場合は、医師等の作成した診断書に記載されている終期が属する月末まで
親族介護	月16日以上かつ週16時間以上同居の親族その他の者を介護することを常態としていること	災害の復旧が完了すると見込まれる期間が属する月末まで
災害復旧	自宅及びその近隣地域内の災害の復旧にあたっていること	利用開始日から90日を経過する日が属する月末まで
求職活動	就労する意思があり、求職活動に専念していること	卒業（修了）の予定日が属する月末まで
就 学	月16日以上かつ週16時間以上、職業能力開発施設において職業訓練を受け、または学校教育法に基づく大学、短期大学、高等学校などにおいて就学していること	お子さんの小学校就学前日まで
発達援助	他の事由に該当しないが心身の発達に遅れのあるおおむね3歳以上のお子さんを監護しており、そのお子さんの障害の程度が別に定める基準を満たしていること	育児休業終了日の属する月末まで
育児休業	下の子の育児休業中で上の子について家庭で保育をしている場合、上の子が4月1日において満3歳（4月2日生まれの場合、満4歳）以上であること	

4 利用申込みに関する情報収集



(1) 区役所・支所での事前の利用相談

個々の世帯の状況等を丁寧に聞取り、世帯にあった保育所等の情報を提供するため、各区・支所の窓口に「保育案内人」を配置して、保育所等利用に関する相談を受付けています。

ぜひオンライン利用申込みを実施いただく前に、お住まいの区の民生子ども課または支所区民福祉課へご相談ください。

お子さんに発達の遅れ（集団保育が可能な程度）がある場合や、医療的配慮を必要とする場合は、お早めにお住まいの区役所民生子ども課または支所区民福祉課へ必ず相談してください。

4 利用申込みに関する情報収集



(2) 希望施設・事業所を事前に見学

希望する施設・事業所を事前に見学し、
「保育環境」や「保育内容」等をご確認下さい。

また、お子さんに発達の違い（集団保育が可能な程度）がある場合や、医療的配慮を必要とする場合は、必ずお子さんと一緒に事前に施設・事業所を見学し、受入れにあたっての保育体制の確認や、お子さんの状況等の共有をお願いします。

4 利用申込みに関する情報収集



【①情報収集】

- ・区役所・支所での事前の利用相談
- ・保育所等の事前見学

【②利用申込み準備】

- ・「ここなご」で、手続き概要・必要事項を確認
- ・必要書類の準備

【③利用申込み】

名古屋市電子申請サービスで必要事項を入力し、必要書類を添付して送信

(3) 名古屋市教育・保育情報サイト ここなご の閲覧

保育所等の利用申込みに関する「手続き方法」「制度説明」等についてご確認ください。

また、募集人数等の施設情報も掲載します。

(参考：生年月日からみた年齢別クラス表)

R7年度クラス年齢	生年月日		
0歳児	令和 7年(2025年)4月2日	～	
1歳児	令和 6年(2024年)4月2日	～ 令和 7年(2025年)4月1日	生まれ
2歳児	令和 5年(2023年)4月2日	～ 令和 6年(2024年)4月1日	生まれ
3歳児	令和 4年(2022年)4月2日	～ 令和 5年(2023年)4月1日	生まれ
4歳児	令和 3年(2021年)4月2日	～ 令和 4年(2022年)4月1日	生まれ
5歳児	令和 2年(2020年)4月2日	～ 令和 3年(2021年)4月1日	生まれ

4 利用申込みに関する情報収集



(4) 利用申込みに必要な書類の確認

保育の 必要な事由	必 要 書 類
就 労	就労証明書(※1)、内職証明書(※1) のいずれかと 直近3か月の収入がわかる書類(自営業主及び親族の経営する事業等で雇用される場合)
産前産後	出産(予定)証明書、母子健康手帳【表紙と出産予定日のわかるページ】(写し) のいずれか
疾 病 等	身体障害者手帳(写し)、愛護手帳(写し)、精神障害者保健福祉手帳(写し)、所定の診断書(※1) のいずれか
親族介護	介護に関する申告(証明)書(※1)
災害復旧	罹災証明書
求職活動	求職活動申立書(※1)
就 学	下記①、②のうちいずれか ①就学証明書(※1) ②在学証明書及び時間割表(カリキュラム表)又はタイムスケジュール申告書(※1)
発達援助	発達質問票(※1)(※2)
育児休業	就労証明書(※1)

(※1) の用紙は、区役所民生子ども課・支所区民福祉課での配付及びここからダウンロードすることができます。利用調整等の資料となりますので、所定の書式を利用してください。

(※2) 利用の事由が表に掲げるいずれの場合でも、発達の遅れ(集団保育が可能な程度)があるお子さんなど、特別な支援が必要なお子さんの利用申込みに、原則「発達質問票」の提出が必要です。

4 利用申込みに関する情報収集



(5) 申込みに必要な書類の準備

保育所等の利用を申込む際は、以下の書類の添付が必要となります。

- ① 保育所等利用申込みに係る申込児童等の状況確認票
- ② 家庭でお子さんの保育ができない状況を確認できる書類
([4\(4\) 利用申込みに必要な書類の確認](#) 参照)
- ③ 収入・税額の確認できる書類
- ④ その他書類

※保育の必要な事由がいずれの場合でも、発達の遅れ（集団保育が可能な程度）があるお子さんなど、特別な支援が必要なお子さんの利用申込みに、原則「発達質問票」の提出が必要です。

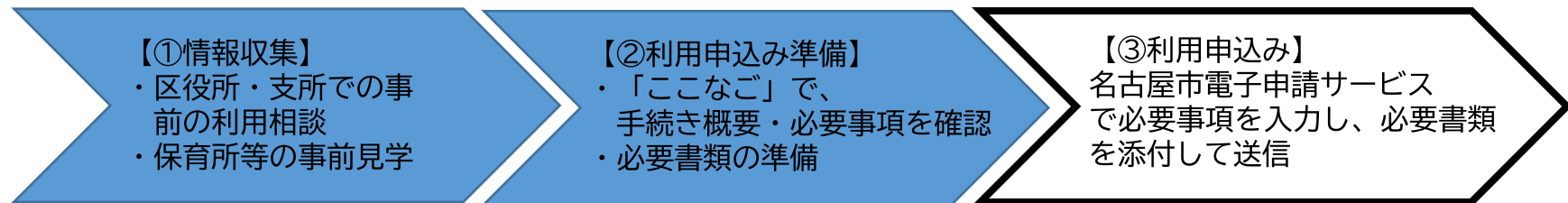
※上記の他にも必要な書類の提出を区役所または支所から依頼する場合があります。

【ご注意ください！】

必要書類が全てそろった状態で、オンライン利用申込みを開始してください。一度、申込内容及び添付書類を送信すると、同じ申請フォームで修正等を行うことができません。

5 保育所等のオンライン利用申込み

「情報収集」・「利用申込み準備」が完了したら、いざ「オンライン利用申込み」！！



【手順①】 「名古屋市公式ウェブサイト」へアクセス



<https://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000143883.html>

5 保育所等のオンライン利用申込み



【手順②】「お住まいの区の区役所民生子ども課」ページからオンライン利用申込みにアクセス

名古屋市
City of Nagoya

Language 日本語

トップページ 暮らしの情報 健康と子育て 子育て 預かり保育 保育所等 保育所等の利用申込み (現在の位置) 保育所等のオンライン利用申込み

保育所等のオンライン利用申込み

ソーシャルメディアへのリンクは別ウィンドウで開きます ツイート シェア

最終更新日: 2022年10月3日

ページの概要: 令和5年4月利用開始希望にかかるオンライン利用申込

保育所等のオンライン利用申込み概要

令和5年4月利用申込み分については、名古屋市電子申請システムからオンライン利用申込みが可能です。

【受付期間】
令和4年10月17日（月曜日）から令和4年11月28日（月曜日）まで
（注）上記、オンライン利用申込の受付期間以降は、**窓口受付のみの実施**となります。

【注意点】
「年度途中からの利用開始を希望する場合の利用申込み」や「連携施設（卒園した後の保育利用）の利用申込み」はオンラインでの利用申込みに対応していません。
オンラインで利用申込みを行う場合は、名古屋市公式ウェブサイト掲載のオンライン利用申込みの手引き「**オンライン利用申込みのススメ**」

オンライン利用申込はこちら

オンラインによる保育所等の利用申込みは、お住まいの区（申込み時点）の申込フォームのページにアクセスいただき、必要項目の入力、必要書類の添付をおこなってください。※名古屋市外から転入予定で保育所等の利用申込みを行う場合は、転入予定の区のページから利用申込みをおこなってください。

- [保育所等オンライン利用申込み【千種区】](#)
- [保育所等オンライン利用申込み【東区】](#)
- [保育所等オンライン利用申込み【北区】](#)
- [保育所等オンライン利用申込み【西区】](#)
- [保育所等オンライン利用申込み【中村区】](#)
- [保育所等オンライン利用申込み【中区】](#)
- [保育所等オンライン利用申込み【昭和区】](#)
- [保育所等オンライン利用申込み【瑞穂区】](#)
- [保育所等オンライン利用申込み【熱田区】](#)
- [保育所等オンライン利用申込み【中川区】](#)
- [保育所等オンライン利用申込み【港区】](#)
- [保育所等オンライン利用申込み【南区】](#)

cms3.city.nagoya.jp/kant/seisaku/contents_detail.php?trmid=143883&c=1&mod=0&t=1 2/3

《ご注意ください！》

■ 保育所等利用申込書などの提出先

保育所等のオンライン利用申込みの提出先は、申込み時点におけるお住まいの区の区役所民生子ども課となります。

オンライン利用申込みを開始する前にお住まいの区のページであることをご確認ください。

※名古屋市外から転入予定で利用申込みをされる場合は、転入予定の区の区役所民生子どもへお申込みください。

5 保育所等のオンライン利用申込み

【手順③】 オンライン利用申込みフォームへアクセス

令和5年度保育所等のオンライン利用申込み【サンプル版】

新年度4月からの保育所等の利用に向けたオンライン利用申込みのページです。
保育所等の利用を希望する場合は、教育・保育給付認定申請及び保育利用申込みを行っていただく必要があります。
詳細は、お住まいの区の民生子ども課（又は支所区民福祉課）までお問合せください。

【名古屋市公式ウェブサイトを事前にご確認下さい】※リンク集から以下のページにアクセスできます。

- ・保育所等の利用を希望される方の手続き
- ・保育所等のオンライン利用申込みのススメ
- ・公立保育所の社会福祉法人の移管について（※民間移管園を希望する場合）
- ・令和5年4月1日（予定）の名古屋市内の保育所等認可施設・事業所一覧

誰のための手続きか

この手続きは次の方を対象としています。

新年度4月から保育所等の利用を希望される「①保護者・児童ともに名古屋市民の方」「②保護者が保育の必要な事由に該当する方」の両方を満たす世帯の就学前子ども

手続きの期限について

申込期間：令和4年10月17日（月）～12月12日（月）まで。なお、オンラインでの申込期間は、令和4年10月17日（月）から11月28日（月）までです。オンライン利用申込み締切日以降は、窓口受付のみ実施となります。※お子さんに発達の遅れ（集団保育が可能な程度）がある場合や医療的配慮を必要とする場合は、締切日が異なります。「広報なごや」9月号又は10月号区版をご確認ください。

オンラインで手続きを行う

この手続きはオンラインで行うことができます。

申請を行う人
保育所等の利用を希望するお子さんの保護者

申請リンク

③ 令和5年度保育所等のオンライン利用申込み【サンプル版】

令和5年度保育所等のオンライン利用申込み【サンプル版】

入力状況 0%

名古屋市の「令和5年度保育所等のオンライン利用申込み【サンプル版】」のネット申請ページです。

令和5年度保育所等のオンライン利用申込み【サンプル版】とは
保育所等の利用に関する手続きです。申込みの際は、保育所等の利用に関する制度詳細を必ずご確認ください。

制度詳細については [こちら](#)

ログインして申請に進む

ログインしていただくと、申請の一時保存ができるようになります。

OR

メールを認証して申請に進む

▶申請リンク「《お住まいの区》保育所等のオンライン利用申込み」をクリックいただくと「ログイン」ページにアクセスいただけます。



5 保育所等のオンライン利用申込み



【手順④】 名古屋市電子申請サービスへ「ログイン」

令和5年度保育所等のオンライン利用申込み【サンプル版】とは
保育所等の利用に関する手続きです。申込みの際は、保育所等の利用に関する制度詳細を必ずご確認ください。

制度詳細については [こちら](#)

ログインして申請に進む

ログインしていただくと、申請の一時保存ができるようになります。

OR

メールを認証して申請に進む

申請に利用するメールアドレスを入力してください 必須

example@example.com

確認メールを送信

Googleでログイン

LINEでログイン

入力した情報が、GoogleまたはLINEに送信されることはありません。

または

メールアドレス

パスワード

Grafferアカウントでログイン

パスワードをお忘れの場合は[リセット](#)することができます。

[Grafferアカウントを作成する](#)

⚠️ ご注意ください

▶「メールを認証して申請に進む」からログインした場合は、**申込内容の途中保存機能**や**申込内容の複製機能**（きょうだい同時で利用を申込み場合に1人目のお子さんの申込内容をコピーして2人目のお子さんの申込書を作成する機能）が使用できません。

【ログインして申請に進む】

- ▶Google・LINEのアカウント利用できます。
- ▶上記アカウントを使用しない場合は、Grafferアカウントを新規作成ください。
- ▶アカウントを作成いただくことで、途中保存機能や複製機能を活用した利用申込みが可能です。

【メールを認証して申請に進む】

- ▶アカウントを作成せず、申込みいただけます。
- ▶入力いただいたメールアドレスにメールが届きます。URLにアクセスいただき、引き続き申請を実施してください。

5 保育所等のオンライン利用申込み



【手順⑤】利用申込書の作成

令和5年度保育所等のオンライン利用申込み【サンプル版】

入力状況 8%

申請者の情報

申込者（教育・保育給付認定保護者【原則、世帯主】）氏名 ※教育・保育給付認定保護者が利用料の納入義務者となります。 必須

申込者（教育・保育給付認定保護者【原則、世帯主】）氏名（カナ） 必須

申込者現住所（郵便番号） 必須

住所を自動で入力

申込者現住所（町名、番地、マンション名、部屋番号まで） 必須

メールアドレス 必須

次へ進む

＜ 制度概要ページに戻る

申込書作成には、概ね30分程度が必要です。

通番	入力項目	内容
1	申請者の情報	氏名、現住所、メールアドレス
2	同意事項	個人情報の取扱いなどに関する同意の確認
3	申請者の情報②	今後の転居予定、過去の2年以内の転入歴、連絡先など
4	申込児童の情報	氏名、生年月日、アレルギー・障害の有無 など
5	世帯の状況	申込みに係る児童の保護者の氏名、続柄、生年月日、勤務先 など
6	申込みの内容	申込み区分、希望施設・事業所、利用希望時間、送迎方法 など
7	保育の必要な事由（保護者①）	保育の必要な事由、必要書類の添付 など
8	保育の必要な事由（保護者②）	保育の必要な事由、必要書類の添付 など
9	保護者の状況	出産予定、手当受給状況（生活保護、ひとり親関係）
10	祖父母の状況	氏名、生年月日、住所、状況 など
11	きょうだいの申込み状況	きょうだい利用の希望詳細
12	その他必要書類の添付	利用申込みに必要な書類の添付 など

▶入力項目ごとに保存（30日間）することができます

注：Google・line・Grafferアカウントでログインした場合のみの機能となります。

5 保育所等のオンライン利用申込み



【手順⑥】 必要書類の添付

添付ファイルの選択 必須

速64時間以上、労働をすることを常態としていることが必要です。内職の方は内職証明書でも結構です。就労証明書、内職証明書については、本市ウェブサイトよりダウンロード可能です。

☒ 就労証明書

☐ 内職証明書

【1ファイル目】 選択した必要書類を添付してください。 必須

必要書類をスマートフォン等で撮影し写真データファイル (.png .jpg .jpeg .gifなど) で添付いただけます。もしくは、Excel、Wordで作成したものをそのまま添付いただけます。またPDFやzipファイルなどでも添付できます。

 ファイルを選択…

【2ファイル目】 選択した必要書類を添付してください。 任意

就労証明書の裏面や別ページのコピーなど1ファイルでおさまらない場合にここに添付してください。

 ファイルを選択…

【3ファイル目】 選択した必要書類を添付してください。 任意

 ファイルを選択…

▶ 申込内容（保育の必要な事由等）によりご提出（添付）いただく書類が異なります。入力を進めると必要書類が表示されます。

添付書類は、

容量を超えるとエラーとなります。

※1つのファイルにつき、4メガバイトが目安です。

★お手数をおかけしますが、次の対応をお願いします。

■ファイルサイズを縮小する

カメラ機能の設定変更、ファイルの圧縮などお試しください。

■どうしても添付できない場合は…

添付ができない場合は、お住まいの区の民生子ども課または支所区民福祉課へご提出ください。

▶必要書類はできる限りPDF形式で添付してください。添付の必要書類が、不鮮明等で内容が確認できない場合は、原本の提出（郵送または区役所持参）をお願いする場合があります。

6 利用申込み完了までの流れ



(1) 申込内容及び添付書類の確認

区役所民生子ども課または支所区民福祉課において、オンライン利用申込みの入力内容や添付書類の確認を行います。

内容等に不備がある場合は、修正事項等を記載した「利用申込内容修正・変更依頼票」を送信します。

「利用申込内容修正・変更届出書（※）」を作成し、お住まいの区の民生子ども課または支所区民福祉課へ提出してください。

※「利用申込内容修正・変更届出書」の用紙は、「ここなご」からダウンロードすることができ、区役所民生子ども課及び支所区民福祉課で配付もしています。

6 利用申込み完了までの流れ



(2) 利用申込みの完了

オンライン利用申込みを行うと、申込内容の送信後すぐにメールが自動配信されます。民生子ども課で受取りが完了した旨のメールとなります。

その後、民生子ども課または支所区民福祉課で申込内容、必要書類の確認後、申込み完了のメールを送信しますのでご確認ください。

また、申込者側で確認できる「対応ステータス」は民生子ども課または支所区民福祉課が内容確認している間「処理中」となり、処理が完了すると「完了」となります。

【完了メールの送信時期】

申込者登録の際に入力されたメールアドレスに12月10日（利用申込み締切り日）頃を目途に送信します。

7 よくある質問

《質問1》

「求職活動」の要件で利用申込みを送信しました。その後、就労先が決まり、申込内容を変更したいのですが、どのような手続きが必要ですか。

《回答1》

申込受付期間中（12月10日まで）であれば、申込内容の修正が可能です。

所定の様式（利用申込内容修正・変更届出書）と変更後の「保育の必要な事由」を確認できる書類（就労証明書）をお住まいの区の区役所民生子ども課または支所区民福祉課へご提出ください。

なお、お手数をおかけしますが、あらかじめお住まいの区の区役所民生子ども課または支所区民福祉課へ提出方法等について確認してください。

7 よくある質問

《質問2》

きょうだいで同時に利用申込みを行う場合は、1回の利用申込みで複数人の利用申込みはできますか。

《回答2》

きょうだいで同時に利用申込みを行う場合は、お子さまごとに利用申込みを行っていただく必要があります。したがって一度に複数人の利用申込みはできません。

きょうだい複数人の利用申込みを行う場合は、電子申請サービスの機能「この申請を基に新規申請」を選択いただき、1人目で入力いただいた内容をコピーし、申込児童の状況・保育施設・事業所の利用申込み内容などの情報を変更していただくことで申込みを行うことができます（複製機能※）。

※「メールを認証して申請に進む」からログインした場合は、申込内容の複製機能が使用できません。

7 よくある質問

《質問3》

現在、名古屋市外に住んでいますが、4月までに名古屋市に転居予定です。オンライン利用申込みは可能ですか。

《回答3》

利用開始希望日までに名古屋市内に転入予定で、申込み時点で転入先が確認できる場合は、転入前に転入予定の区の区役所民生子ども課または支所区民福祉課へ申込みことができます。

なお、転入予定の方については、賃貸借契約書の写し等住所が確認できる書類を添付ください。

7 よくある質問

《質問4》

オンライン利用申込みの送信後、区役所から何も連絡がないのですが、申込みはできていますか。

《回答4》

オンラインで利用申込みをすると申込内容の送信後すぐに、民生子ども課での受取りが完了した旨のメールが自動配信されます。

このメールが届かない場合は、申込者登録の際に入力いただいたメールアドレスに誤りがないか、迷惑メール対策等を行っていないか確認の上、お住まいの区の民生子ども課までご連絡ください。

※迷惑メール対策等を行っている場合は、「noreply@mail.graffer.jp」を受信できるよう設定ください。

7 よくある質問

《質問5》

対応ステータスが「処理中」のままで「完了」とならない場合は、申込内容に不備等がありますか。

《回答5》

対応ステータスは、申込内容の送信時直後の「未処理」の状態から、民生子ども課で内容確認を行っている間は「処理中」となります。

内容等に不備がある場合は、修正事項等を記載した「利用申込内容修正・変更依頼票」を送信しますので所定の期日までにご対応ください。すべての処理が完了すると、完了メール（自動配信）を送信いたします（12月10日頃）。

なお、申込内容等の確認に2週間ほどお時間をいただきます。

8 お問合せ先

保育所等の利用申込み関すること（オンライン利用申込み含む）については、お住まいの区の区役所民生子ども課または支所区民福祉課へお問い合わせください。

また、詳細については、「保育所・認定こども園・小規模保育事業・家庭的保育事業等の利用のご案内（2・3号認定）」をご確認ください。

区名	郵便番号	住所	電話番号
千種区	〒464-8644	千種区星が丘山手103	753-1841
東 区	〒461-8640	東区筒井一丁目7-74	934-1192
北 区	〒462-8511	北区清水四丁目17-1	917-6518
（北区）楠支所	〒462-0012	北区楠二丁目974	901-2264
西 区	〒451-8508	西区花の木二丁目18-1	523-4591
（西区）山田支所	〒452-0815	西区八筋町358—2	501-4971
中村区	〒453-8501	中村区松原町1丁目23-1	433-2985
中 区	〒460-8447	中区栄四丁目1-8	265-2317
昭和区	〒466-8585	昭和区阿由知通3-19	735-3902
瑞穂区	〒467-8531	瑞穂区瑞穂通3-32	852-9383

8 お問い合わせ先

区名	郵便番号	住所	電話番号
熱田区	〒456-8501	熱田区神宮三丁目1-15	683-9911
中川区	〒454-8501	中川区高畑一丁目223	363-4412
(中川区) 富田支所	〒454-0985	中川区春田三丁目215	301-8361
港区	〒455-8520	港区港明一丁目12-20	654-9712
(港区) 南陽支所	〒455-0873	港区春田野三丁目1801	301-8342
南区	〒457-8508	南区前浜通3-10	823-9396
守山区	〒463-8510	守山区小幡一丁目3-1	796-4601
(守山区) 志段味支所	〒463-0003	守山区下志段味一丁目1401	736-2187
緑区	〒458-8585	緑区青山二丁目15	625-3951
(緑区) 徳重支所	〒458-0852	緑区元徳重一丁目401	875-2213
名東区	〒465-8508	名東区上社二丁目50	778-3095
天白区	〒468-8510	天白区島田二丁目201	807-3893

令和7年9月作成：名古屋市子ども青少年局保育部幼保企画課

